

新しい食品表示制度の準備はできていますか？

食品表示対策セミナー

2020年4月1日の
完全施行に対応

【対象】食品表示責任者(製造者・販売者等)、食品販売店(スーパー・小売店等)

2015年(平成27年)4月1日に施行された食品表示法(食品表示基準)の5年間の猶予期間が間もなく終了します。新しい食品表示制度ではラベルを作り変える必要があるほどの大きな改正になっています。対応できなければ、違反になるだけでなく、食品の回収や取引停止などのリスクもあります。一方、食品販売店においても適正な表示の食品を仕入れるなどの対応が必要です。この機会に、新しい食品表示制度について再確認しておきましょう。

こんな
リスクが!?

食品表示法違反

食品回収

店頭撤去

取引停止

新聞社告

ラベル包材廃棄

ラベル作り直し

栄養成分検査

設備更新

講座内容

- ◆ 新しい食品表示制度の概要
 - ・製造所表示・製造所固有記号
 - ・原材料表示・表示レイアウト
 - ・アレルギー表示・栄養成分表示
- ◆ 新旧表示の見分け方
- ◆ 新しい表示への具体的な修正例
- ◆ 原料原産地表示の義務化(令和4年)
- ◆ 遺伝子組換え表示の義務化(令和5年)



講師

消費者法務コンサルタント
一般社団法人 はりまコーチング協会 代表理事

あかまつ やすなり
赤松 靖生 氏

講師プロフィール

行政技術職員として保健所や消費生活センターで22年間勤務後に消費者法務の専門家として独立。元保健所食品衛生監視員として「食品表示法」をはじめとした食品衛生分野と元消費生活センター職員として「景品表示法」の不当表示をはじめとした消費者法務の専門家として活動している。行政目線・事業者目線・消費者目線を持った分かりやすく楽しめるセミナーと好評。

日時

令和2年2月12日(水)14:00~16:30

講義:14:00~16:00 質疑応答:16:00~16:30

場所

香美町商工会 3階大会議室

受講料

無料 (会員外2,000円)
当日集金いたします。

主催

香美町商工会

定員

20名

申込先

下記の申込書をFAXで送信してください(FAX 0796-36-3322)

※セミナーの参加者はワーク用に食品表示ラベルをいくつか持参してください(自社他社製品は問いません)

※駐車場に限りがあります。ご迷惑をおかけいたしますが、できるだけ乗り合わせてご来場下さい。

(切り取らずにこのままFAXしてください。)

業種(○を記入): 食品製造・食品販売・宿泊・その他 ()

事業者名 []

参加者氏名 【氏名: 、氏名: 、氏名: 】

連絡先電話番号 [()]

事前質問がある場合は記入【 】